

診 断 書 （介護保険福祉用具貸与の例外貸与に係る医学的所見）

氏 名		生年月日	大正・昭和	年 月 日
住 所	水俣市			
医師の医学的所見及び意見	1. 疾病名			
	2. 例外給付の対象とすべき具体的な状態像 （裏面の「状態像の例」を参考にご記入ください）			
	3. 例外的貸与基準の該当性 （i）から（iii）に該当するものについて、□にチェックを入れてください。 ☐ （i） 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者 ☐ （ii） 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者 ☐ （iii） 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者 ※利用者等告示第31号のイ・・・下記表「状態像（厚生労働大臣が定める者のイ）」			
上記のとおり診断します。 年 月 日 医療機関名 担当医師名 医療機関所在地				

例外給付対象種目	状態像(厚生労働大臣が定める者のイ)	右に該当する基本調査等の結果
ア 車いす及び同付属品 (右記のいずれかに該当する者)	(1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1－7(歩行)が「3. できない」 主治医等から得た情報・サービス担当者会議等を通じて適切なケアマネジメントより指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断
イ 特殊寝台及び同付属品 (右記のいずれかに該当する者)	(1) 日常的に起きあがりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1－4(起き上がり)が「3. できない」 基本調査1－3(寝返り)が「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1－3(寝返り)が「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器 (右記のいずれにも該当する者)	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3－1(意思の伝達)が「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または基本調査3－2～基本調査3－7のいずれかが「2. できない」 または基本調査3－8～基本調査4－15のいずれかが「1. ない」以外 その他主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
オ 移動用リフト(除つり具部分) (次のいずれかに該当する者)	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査1－8(立ち上がり)が「3. できない」 基本調査2－1(移乗)が「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
※昇降座椅子はこの種目に含まれます。	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	主治医等から得た情報・サービス担当者会議等を通じて適切なケアマネジメントより指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断
カ 自動排泄処理装置	(1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2－6(排便)「4. 全介助」 基本調査2－1(排尿)「4. 全介助」

「具体的な状態像や疾患の事例等」

(以下はあくまでも状態像の例であり、例外給付の確認申請に際しては、医学的な所見によって、利用者の状態像が前ページ(i)～(iii)に該当するか否かが判断されることになります。)

事例類型(状態像)		状態像の例
(i) 頻繁な状態 変動	i) 疾病その他の原因により、 状態が変動しやすく、日によって 又は時間帯によって、頻繁に別 表1の「状態像」に該当する者	パーキンソン病で内服加療中の「ON・OFF 現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。 【具体的な記載例】 「パーキンソン病で内服加療中の「ON・OFF 現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となるため福祉用具貸与の状態像(i)に該当する。」
		重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。 【具体的な記載例】 「重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳から椅子への移乗に全介助を要する状態となり福祉用具貸与の状態像(i)に該当する。」
(ii) 急性増悪	ii) 疾病その他の原因により、 状態が急速に悪化し、短期間 のうちに頻繁に別表1の「状態 像」に該当するにいたることが確 実に見込まれる者	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。 【具体的な記載例】 「がん末期で急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれるため福祉用具貸与の状態像(ii)に該当する。」
(iii) 重篤化回 避	iii) 疾病その他の原因により、 身体への重大な危険性又は症 状の重篤化の回避等医学的 判断から別表1の「状態像」に 該当すると判断できる者	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地より回避する必要がある。
		重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。 【具体的な記載例】 「重度の喘息発作時に、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体をすみやかに一定の角度に起こす必要があり、福祉用具貸与の状態像(iii)に該当する。」
		脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。
		人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要があり、畳から椅子への移乗に一部介助を要する。

注 状態像の例は、あくまでも(i)～(iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したもので、状態像の例以外のものであっても、(i)～(iii)の状態であると判断される場合もあります。